



佐賀県公報

平成19年
2月2日
(金曜日)
第12861号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 生活保護法に基づく介護老人保健施設の指定 (五二・地域福祉課) 一
 - 生活保護法に基づく介護療養型医療施設の指定 (五三・") 一
 - 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (五四・") 一
 - 生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定 (五五・") 四
 - 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (五六・") 五
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更 (五七・") 九
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の開設者の住所の変更 (五八・") 九
- 公 告
- 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務(共通費支出等)委託に係る制限付一般競争入札 (情報・業務改革課) 一〇
 - 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務(給与関係)委託に係る制限付一般競争入札 (") 一三
 - 落札者等の公示 (新 産 業 課) 一六
 - 県営部子谷地区土地改良事業の工事完了 (農 地 整 備 課) 一七
 - 県営加盛地区土地改良事業の工事完了 (") 一七

○ 告 示

◎佐賀県告示第五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護老人保健施設を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定年月日 平成十八年九月三十日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人社団博文会

所在地 佐賀市諸富町大字諸富津二百二十番地

三 事業所の名称及び所在地

名 称 介護老人保健施設白壽園

所在地 佐賀市諸富町大字諸富津二百二十番地

◎佐賀県告示第五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護療養型医療施設を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定年月日 平成十四年四月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人啓心会

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

三 事業所の名称及び所在地

名 称 医療法人啓心会啓心会病院

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

◎佐賀県告示第五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整合

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

サービスの種類 通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整合

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年十二月五日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 橋本謙

所在地 三養基郡上峰町大字坊所二百七十六番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 三樹病院通所リハビリテーション明日葉

所在地 三養基郡上峰町大字坊所二百七十六番地一

サービスの種類 通所リハビリテーション

四 (一) 指定年月日 平成十八年九月三十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団博文会

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護老人保健施設白壽園

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

サービスの種類 通所リハビリテーション

五 (一) 指定年月日 平成十八年九月三十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団博文会

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護老人保健施設白壽園

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

サービスの種類 短期入所療養介護

六 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人啓心会

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人啓心会啓心会病院

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

サービスの種類 訪問看護

七 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人啓心会

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>サービスの種類 小規模多機能型居宅介護</p>
<p>名称 医療法人啓心会病院</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十八年十月一日</p>
<p>所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>
<p>サービスの種類 訪問リハビリテーション</p>	<p>名称 医療法人斎藤内科医院</p>
<p>八 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日</p>	<p>所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地</p>
<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>
<p>名称 医療法人啓心会</p>	<p>名称 通所リハビリテーションふれあい</p>
<p>所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p>	<p>所在地 鳥栖市東町一丁目千五十九番地十六</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>サービスの種類 通所リハビリテーション</p>
<p>名称 医療法人啓心会病院</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十九年一月一日</p>
<p>所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>
<p>サービスの種類 居宅療養管理指導</p>	<p>名称 医療法人斎藤内科医院</p>
<p>九 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日</p>	<p>所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地</p>
<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>
<p>名称 医療法人啓心会</p>	<p>名称 ふれあい訪問入浴サービス</p>
<p>所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p>	<p>所在地 鳥栖市東町一丁目千五十九番地十二</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>サービスの種類 訪問入浴介護</p>
<p>名称 医療法人啓心会病院</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十八年十二月一日</p>
<p>所在地 鳥栖市原町六百七十番地一</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>
<p>サービスの種類 短期入所療養介護</p>	<p>名称 社会福祉法人梅生会</p>
<p>十 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日</p>	<p>所在地 鹿島市古枝乙千三十五番地二</p>
<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>
<p>名称 有限会社バリアフリーLife</p>	<p>名称 好日の園デイサービスセンター</p>
<p>所在地 唐津市佐志千四百四十六番地十一</p>	<p>所在地 鹿島市大字高津原六百六十七番地一</p>
<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p>	<p>サービスの種類 通所介護</p>
<p>名称 小規模多機能型居宅介護施設ひだまり</p>	<p>(一) 指定年月日 平成十八年十二月一日</p>
<p>所在地 唐津市佐志千四百四十六番地十三</p>	<p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>

名称 医療法人社団如水会

所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム「安心」なかばる

所在地 三養基郡みやき町大字原古賀百九十番地三

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

十五 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団如水会

所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム「安心」いちたけ

所在地 三養基郡みやき町大字市武千二百三十四番地

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

十六 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会

所在地 唐津市菜畑千二十七番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会

所在地 唐津市菜畑千二十七番地一

サービスの種類 訪問介護

十七 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会

所在地 唐津市元旗町八百十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 済生会介護老人保健施設まつら荘指定通所リハビリテーション事業所

所在地 唐津市元旗町八百十六番地二百十七

サービスの種類 通所リハビリテーション

十八 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会

所在地 唐津市元旗町八百十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 済生会介護老人保健施設まつら荘指定短期入所療養介護事業所

所在地 唐津市元旗町八百十六番地二百十七

サービスの種類 短期入所療養介護

◎佐賀県告示第五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機会を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整会

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアマネージメントわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

二 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社デイ・ティ・エイ

所在地 佐賀市鍋島町大字鍋島二千三十五番地三

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 アイケアサービス東多久

所在地 多久市東多久町大字別府五千三百二十番地

◎佐賀県告示第五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年二月二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整会

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

サービスの種類 介護予防通所介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団再整会

所在地 伊万里市立花町四千六十番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームわきた

所在地 伊万里市脇田町三反間千三百二十七番地一

サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年十二月五日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 橋本謙

所在地 三養基郡上峰町大字坊所二百七十六番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 三樹病院グリーン明日葉

所在地 三養基郡上峰町大字坊所二百七十六番地一

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

四 (一) 指定年月日 平成十八年九月三十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団博文会

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護老人保健施設白壽園

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

五 (一) 指定年月日 平成十八年九月三十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団博文会

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 介護老人保健施設白壽園

所在地 佐賀市諸富町諸富津二百二十番地

サービスの種類 介護予防短期入所療養介護

六 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人啓心会

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

名称 医療法人啓心会病院
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

七 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人啓心会

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

名称 医療法人啓心会病院
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

八 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人啓心会

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

名称 医療法人啓心会病院
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

九 (一) 指定年月日 平成十八年九月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人啓心会

サービスの種類 介護予防居宅療養管理指導
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイケアなないろ

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(一) 指定年月日 平成十八年九月一日
サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人啓心会

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

名称 医療法人啓心会病院
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

サービスの種類 介護予防短期入所療養介護
所在地 鳥栖市原町六百七十番地一

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社バリアフリーLife

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十一

名称 介護予防小規模多機能型居宅介護施設ひだまり
所在地 唐津市佐志千百四十六番地十三

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護

(一) 指定年月日 平成十八年四月一日
名称 有限会社一道

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
所在地 多久市北多久町大字多久原三千二百三十八番地一

名称 ヘルパーステーションからつと

所在地 唐津市町田八百十二番地七
サービスの種類 介護予防訪問介護
十三 (一) 指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人斎藤内科医院

所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 通所リハビリテーションふれあい

所在地 鳥栖市東町一丁目千五十九番地十六
サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション
十四 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人斎藤内科医院

所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ふれあい訪問入浴サービス

所在地 鳥栖市東町一丁目千五十九番地十二
サービスの種類 介護予防訪問入浴介護
十五 (一) 指定年月日 平成十九年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人斎藤内科医院

所在地 鳥栖市東町一丁目千五十八番地
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 訪問看護ステーションふれあい

所在地 鳥栖市東町一丁目千五十九番地十二
サービスの種類 介護予防訪問看護
十六 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人梅生会

所在地 鹿島市古枝乙千三十五番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 好日の園デイサービスセンターサンテ

所在地 鹿島市大字高津原六百六十七番地一
サービスの種類 介護予防通所介護
十七 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社かおるケアサービス

所在地 佐賀市西田代二丁目四番十二号
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 株式会社かおるケアサービス

所在地 佐賀市西田代二丁目四番十二号
サービスの種類 介護予防訪問介護
十八 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人社団如水会

所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六
事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 グループホーム「安心」なかばる

所在地 三養基郡みやき町大字原古賀百九十番地三
サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護
十九 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 医療法人社団如水会
所在地 鳥栖市轟木町千五百二十三番地六

<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム「安心」いちたけ 所在地 三養基郡みやき町大字市武千二百三十四番地 サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護 二十 (一) 指定年月日 平成十八年十二月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会 所在地 唐津市菜畑千二十七番地一 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社からつヘルパーステーションあすなる会 所在地 唐津市菜畑千二十七番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護 二十一 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市社会福祉協議会訪問介護肥前事業所 所在地 唐津市肥前町入野甲千七十三番地 サービスの種類 介護予防訪問介護 二十二 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 社会福祉法人唐津市社会福祉協議会 所在地 唐津市二夕子三丁目百五十五番地四 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 唐津市社会福祉協議会通所介護肥前事業所 所在地 唐津市肥前町万賀里川九百五十三番地十</p>	<p>二十三 (一) サービスの種類 介護予防通所介護 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人大和正信会 所在地 佐賀市大和町大字尼寺二千六百八十五番地 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 しょうぶ苑訪問介護事業所 所在地 佐賀市大和町大字尼寺三千二百二十七番地一 サービスの種類 介護予防訪問介護 二十四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人大和正信会 所在地 佐賀市大和町大字尼寺二千六百八十五番地 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設しょうぶ苑 所在地 佐賀市大和町大字尼寺三千二百二十七番地一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション 二十五 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人大和正信会 所在地 佐賀市大和町大字尼寺二千六百八十五番地 (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 介護老人保健施設しょうぶ苑 所在地 佐賀市大和町大字尼寺三千二百二十七番地一 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護 二十六 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地</p>
---	---

名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会
所在地 唐津市元旗町八百十七番地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 済生会訪問看護ステーションなでしこ
所在地 唐津市元旗町八百十六番地二百十七
サービスの種類 介護予防訪問看護

二十七 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会
所在地 唐津市元旗町八百十七番地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 佐賀県済生会指定訪問介護事業所
所在地 唐津市元旗町八百十六番地二百十七

二十八 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会
所在地 唐津市元旗町八百十七番地
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 済生会介護老人保健施設まつら荘指定通所リハビリテ
ーション事業所

二十九 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部佐賀県済生会
所在地 唐津市元旗町八百十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 済生会介護老人保健施設まつら荘指定短期入所療養介護
事業所
所在地 唐津市元旗町八百十六番地二百十七
サービスの種類 介護予防短期入所療養介護

●佐賀県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。
平成十九年二月二日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地	変更年月日
新	社会福祉法人吉野ヶ里町社会福祉協議会	神埼郡吉野ヶ里町豆田一七九〇番地	平成一八・三・一
旧	社会福祉法人三田川町社会福祉協議会		

●佐賀県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設者の住所を変更した旨の届出があった。
平成十九年二月二日

佐賀県知事 古川 康

事業所名	開設者の名称	開設者の住所		変更年月日
株式会社ノーエ ウエル佐賀店	株式会社ノーエ ウエル	新	千葉県千葉市美浜区新港四二番 地四	平成18・ 10・17
		旧	京都府京都市中京区錦丸通錦小 路上ル手洗水町六七一番地	

○ 公 告

次のとおり制限付一般競争入札に付します。

平成19年2月2日

収支等命令者

佐賀県統括本部副部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 契約業務 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務（共通費支出等）
- (2) 業務内容 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務に関する仕様書（共通費支出等）による。
- (3) 契約期間 平成19年4月1日から平成21年12月31日まで
- (4) 派遣場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号
佐賀県庁内

佐賀県統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター

佐賀県経営支援本部職員課

佐賀県出納局用度管財課

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第5条に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は労働者派遣法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出している者であること。

3 入札手続きに関する事項

- (1) 担当課
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号
佐賀県統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター（新行政棟2階）

電話 0952-25-7089

FAX 0952-25-7523

E-mail soumuujimu@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

平成19年2月2日(金) から12日(月) まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間、(1)の場所で随時交付します。

- (3) 入札参加資格の確認

<p>ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。</p> <p>イ 提出期限 平成19年2月13日(火) 午後5時</p> <p>（郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務資格審査書類在中」と朱書きしてください。）</p> <p>期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。</p> <p>ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年2月23日(金) までに通知します。</p> <p>(4) 入札者の資格の喪失</p> <p>入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。</p> <p>ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。</p> <p>イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。</p> <p>(5) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 平成19年3月14日(水) 午前10時30分</p> <p>（入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、平成19年3月13日(火) 午後5時までで3の(1)に必着とします。また封筒に「佐賀県総務事務に係る労働者派遣事業入札書在中」と朱書きして下さい。）</p> <p>イ 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 71号会議室北（新行政棟7階）</p> <p>(6) 開札に関する事項</p>	<p>開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。</p> <p>(7) 入札保証金及び契約保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第2項第2号及び第115条第3項第3号に該当するときは免除する。</p> <p>(8) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(9) 入札方法に関する事項 入札書に記載する金額は、派遣労働者1人1時間当たりの料金とし、消費税額及び地方消費税額を含まない料金とする。</p> <p>(10) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。</p> <p>イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとし、この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度の入札を行います。</p> <p>エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。</p> <p>オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契</p>
--	--

<p>約の内容に適合した履行がなされないと認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなさいことがあります。</p> <p>なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。</p> <p>(11) 入札の無効</p> <p>競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 入札書の文字及び記号について消滅しやしい方法で記入されたものを提出した者</p> <p>オ 入札書の金額の最初に〒の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者</p> <p>カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者</p> <p>キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者</p> <p>ク 民法（明治29年法律第99号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者</p> <p>ケ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>コ 代理人でその資格のないもの</p> <p>サ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p> <p>(12) 入札の撤回</p> <p>入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることが</p>	<p>できません。</p> <p>(13) 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。</p> <p>なお、この場合における損害は入札者の負担とします。</p> <p>(14) 入札の辞退</p> <p>入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとします。</p> <p>入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。</p> <p>(15) 落札の無効</p> <p>落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否</p> <p>(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書によります。</p> <p>(5) この調達契約は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。</p> <p>(6) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成19年度予算が成立しない場合は行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。</p> <p>5 Summary</p>
---	--

<p>(1) Subject matter of the contract : Positions open for administrative clerical work</p> <p>(2) Fulfillment Period : From the day of the contract through December 31, 2009.</p> <p>(3) Bid description access : Download From The Saga Prefecture Website : http://www.pref.sagalg.jp/ (From February 2, 2007 to February 12, 2007)</p> <p>(4) Date and time for the opening bids and tenders : The meeting for tenders will begin promptly at 10:30 a.m. on March14, 2007. If sending by mail, tenders must be received by 5:00 p.m. on March13, 2007. The meeting for the opening bids will begin promptly at 10:30 a.m. on March14, 2007.</p> <p>(5) Contact Point for the notice : Information and Operations Improvement Division, General Management Headquarter, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga, 840-8570, Japan Tel.0952-25-7089 Fax.0952-25-7523</p> <p>次のとおり制限付一般競争入札に付します。 平成19年2月2日 収支等命令者 佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱</p> <p>1 制限付一般競争入札に付する事項</p>	<p>(1) 契約業務 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務 (給与関係)</p> <p>(2) 業務内容 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務に関する仕様書 (給与関係) による。</p> <p>(3) 契約期間 平成19年4月1日から平成21年9月30日まで</p> <p>(4) 派遣場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県庁内 佐賀県統括本部情報・業務改革課総務事務効率化センター</p> <p>2 入札参加資格及び条件に関する事項 入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。</p> <p>(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。</p> <p>(3) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者 (同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。) でないこと。</p> <p>(4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和60年法律第88号) (以下「労働者派遣法」という。) 第5条に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は労働者派遣法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出している者であること。</p> <p>3 入札手続きに関する事項 (1) 担当課</p>
---	---

<p>郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 佐賀県統計本部情報・業務改革課総務事務効率化センター（新行政棟2階）</p> <p>電話 0952-25-7089 FAX 0952-25-7523 E-mail soumujiuu@pref.saga.lg.jp</p> <p>(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間 平成19年2月2日(金)から12日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間、(1)の場所で随時交付します。</p> <p>(3) 入札参加資格の確認 ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、3の(1)まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けることを要します。 イ 提出期限 平成19年2月13日(火)午後5時 (郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務資格審査書類在中」と朱書きしてください。) 期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。 ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年2月23日(金)までに通知します。 (4) 入札者の資格の喪失 入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。 ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社更生手</p>	<p>続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。 イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。 (5) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成19年3月14日(水)午前11時 (入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、平成19年3月13日(火)午後5時までに3の(1)に必着とします。また封筒に「佐賀県総務事務に係る労働者派遣事業入札書在中」と朱書きして下さい。) イ 場所 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 71号会議室北(新行政棟7階) (6) 開札に関する事項 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。 (7) 入札保証金及び契約保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号及び第115条第3項第3号に該当するときは免除する。 (8) 契約条項を示す場所 3の(1)に同じ。 (9) 入札方法に関する事項 入札書に記載する金額は、派遣労働者1人1時間当たりの料金とし、消費税額及び地方消費税額を含まない料金とする。 (10) 落札者の決定方法 ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。 イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとし</p>
---	---

<p>す。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。</p> <p>ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度の入札を行います。</p> <p>エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。</p> <p>オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなことがあります。</p> <p>なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。</p> <p>(11) 入札の無効</p> <p>競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。</p> <p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者</p> <p>オ 入札書の金額の最初に〒の記号を記入していない、又は入札書の金額</p>	<p>にアラビア数字を用いていないものを提出した者</p> <p>カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者</p> <p>キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者</p> <p>ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者</p> <p>ケ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>コ 代理人でその資格のないもの</p> <p>カ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者</p> <p>(12) 入札の撤回</p> <p>入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができません。</p> <p>(13) 入札又は開札の中止</p> <p>天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。</p> <p>なお、この場合における損害は入札者の負担とします。</p> <p>(14) 入札の辞退</p> <p>入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとします。</p> <p>入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。</p> <p>(15) 落札の無効</p> <p>落札者は、落札の通知を受けた日から原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p>
--	--

<p>日本語及び日本国通貨に限ります。</p> <p>(2) 契約書の作成の要否</p> <p>(3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書によります。</p> <p>(5) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。</p> <p>(6) この公告に関する入札は、当該調達契約に係る平成19年度予算が成立しない場合は行わないものとする。この場合は、佐賀県公報により公告する。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract : Positions open for administrative clerical work</p> <p>(2) Fulfillment Period : From the day of the contract through September 30, 2009.</p> <p>(3) Bid description access : Download From The Saga Prefecture Website : http://www.pref.saga.lg.jp/ (From February 2, 2007 to February 12, 2007)</p> <p>(4) Date and time for the opening bids and tenders : The meeting for tenders will begin promptly at 11:00 a.m. on March14, 2007. If sending by mail, tenders must be received by 5:00 p.m. on March13, 2007. The meeting for the opening bids will begin promptly at 11:00 a.m. on March14, 2007.</p> <p>(5) Contact Point for the notice:</p>	<p>Information and Operations Improvement Division, General Management</p> <p>Headquarter, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga, 840-8570, Japan Tel.0952-25-7089 Fax.0952-25-7523</p> <p>次のとおり落札者等について公告します。</p> <p>平成19年2月2日</p> <p>収支等命令者</p> <p>佐賀県農林水産商工本部新産業課長 平野重愛</p> <p>1 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>2 落札者に係る調達物件の名称及び数量 県有ビームライン用高分解能電子分光分析器の製作業務委託 一式</p> <p>3 入札公告を行った日 平成18年11月29日</p> <p>4 落札者を決定した日 平成19年1月10日</p> <p>5 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社トヤマ 代表取締役 遠藤克己</p> <p>(2) 住所 神奈川県座間市ひばりが丘四丁目13番16号</p> <p>6 落札金額 金63,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県農林水産商工本部新産業課</p>
---	---

(2) 所在地

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

平成18年3月22日県営土地改良事業(ため池等整備)部子谷地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年2月2日

佐賀県知事 古川 康

平成18年3月24日県営土地改良事業(ため池等整備)加盛地区の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成19年2月2日

佐賀県知事 古川 康

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 佐賀県知事
古川 康
平成十九年二月二日印刷及び発行

発行所 株式会社古川総合印刷
発行定日 毎週月水金曜日